

— お詫び —

月刊社会保険9月号の、8ページ及び9ページの『保険料の納付期間が足りなくて年金が受けられない』の記事につきましては、既に終了している制度の内容となっております。

誤った記事を掲載し、多大なご迷惑をおかけしましたことに深くお詫び申し上げます。

一般社団法人全国社会保険協会連合会